平成２８年（フ）第２７１０号
大阪府豊中市中桜塚５丁目17番18―204号
債務者　三好治子こと　李　　春心
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７１４号
大阪市東住吉区針中野１丁目15番28―201号
債務者　高田　　寛
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２号
滋賀県大津市におの浜３丁目４―40―701号（旧住所）
債務者　髙木紗恵子
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
新潟県柏崎市荒浜４丁目６番47号
債務者　関　　光信
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第３０１号
北九州市八幡西区大膳２丁目13番33号（101号）
債務者　金子　町子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３４号
北海道紋別郡湧別町栄町142番地の９、前住所北海道標津郡中標津町字上標津73番地
債務者　長尾　光哲
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第６２５号
さいたま市浦和区領家３丁目25番４号　コーポ末広２Ｃ
債務者　関　　広市
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３４号
さいたま市西区大字佐知川135番地17
債務者　中村　杏奈
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５９号
さいたま市中央区本町西３丁目１番13号　パークプラザ与野本町302号室
債務者　高島　明美
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９０号
埼玉県志木市本町２丁目14番27号
債務者　若月　翔悟
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６９５号
さいたま市北区盆栽町397番地１　コーポ盆栽103号
債務者　高瀬　翔他
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４５号
埼玉県蕨市中央２丁目19番14号
債務者　福澤　哲也
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
埼玉県川口市上青木６丁目13番16号
債務者　栗田　淳哉
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７６０号
埼玉県川口市上青木５丁目８番14号　クラハイツ102号
債務者　長尾　セツ
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
埼玉県越谷市蒲生茜町７番地23　ジュネパレス蒲生第３―302
債務者　二井関典世
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６０６号
大阪府泉佐野市上之郷1352番地の１―102、申立時の住所大阪府泉佐野市松原１丁目５番16―502号
債務者　岡崎　博文
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
大阪府泉大津市東雲町９番81―101号、前住所大阪府泉大津市旭町３番14―103号
債務者　力丸　　仁
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係